

都市景観資源検討部会運営要綱・新旧対照表

傍線は削除（現行要綱）、**太字**は改正（改正要綱）

改正要綱（案）	現行要綱（最近改正 平成 27 年 5 月 1 日）
都市景観資源検討部会運営要綱	都市景観資源検討部会運営要綱
制 定 平成 18 年 9 月 6 日	制 定 平成 18 年 9 月 6 日 最近改正 平成 27 年 5 月 1 日
（趣旨） 第 1 条 この要綱は、大阪市都市景観委員会運営要綱（以下「委員会要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、都市景観資源検討部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。 （検討事項） 第 2 条 部会は、本市景観施策に関する次に掲げる事項を検討する。 （1）都市景観資源の登録及び解除に関する事項 （2）景観重要建造物・景観重要樹木の指定及び解除に関する事項 （部会長） 第 3 条 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。 2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。 （会議） 第 4 条 委員会要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、部会の会議は部会長が招集する。 2 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 （雑則） 第 5 条 この要綱の施行について必要な事項は、部会長が定める。 附 則 この要綱は、平成 18 年 9 月 6 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 20 年 2 月 29 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。	（目的） 第 1 条 この要綱は、大阪市都市景観委員会運営要綱（以下「委員会要綱」という。）4（2）の規定に基づき、都市景観資源検討部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定める。 （検討事項） 第 2 条 部会は、本市景観施策に関する次の事項を検討する。 （1）都市景観資源の登録に関すること。 （2）景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関すること。 （部会長） 第 3 条 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。 2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。 （会議） 第 4 条 委員会要綱4（1）の規定に基づき、部会の会議は部会長が招集する。 2 部会の会議は非公開とする。 3 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 （事務局） 第 5 条 部会の庶務は、都市計画局において処理する。 （雑則） 第 6 条 この要綱の施行について必要な事項は、部会長が定める。 附 則 この要綱は平成 18 年 9 月 6 日から施行する。 附 則 この要綱は平成 20 年 2 月 29 日から施行する。 附 則 この要綱は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。